

1-1-9 教育行政

(沖縄諮詢会教育部から沖縄民政府文教部、群馬政府文教部へ)

1945年8月29日、沖縄では、米軍政府の諮問機関として戦後最初の中央行政組織となる「沖縄諮詢会」が発足した。同諮詢会は、各収容地区の代表15人から構成され、農業、商工、衛生、保安、教育など13部が設置された。教育部ではそれ以前からすでに教科書の編集が始められており、11月から翌年の3月の会議録等によれば、教員養成、学校開設、文教部の権限等について具体的な話し合いが行われている。

1946年1月には米軍通達により、教育部を沖縄文教部に解消し、沖縄本島だけでなく、周辺離島も含めた中央教育機構が設立された。組織の上では、軍政本部の下に沖縄文教部長が属しているが、職務権限の上では軍政本部は指導監督、教材物資の援助等を行い、教育実践面では文教部長を最高責任者としていた。

軍は校舎設備の充実を図り、各学校長に援助を与え、当面6歳以上14歳までの8学年を義務的に教育し、教材は軍政本部で編集中でも各各地区に伝えられた。

沖縄諮詢会はその後、1946年4月に「沖縄民政府」に発展して解消され、沖縄文教部も民政府の一部門に位置づけられ、沖縄民政府文教部と称されることとなった。沖縄民政府文教部は新沖縄建設の精神をうたい、沖縄の主体性、独自性を強調した「初等学校令」「同施行規則」の公布、戦後初の統一的学制八・四制の発足、1948年からは本土より1年遅れでの六・三・三制の制度化など、戦後の統一的教育制度の確立、普及を経て、1950年の沖縄群馬政府の設立まで続いた。

1-2 第Ⅱ期（1952年～1957年）：教育諸制度の整備

この頃には、米国の沖縄統治長期化が確定し、極東最大の軍事基地として基地建設が本格化していく。基地建設のための土地収用は、土地を先祖から譲り受けた物理的・精神的支柱と信ずる沖縄住民にとって経済的には死活問題であり、自己のアイデンティティとも関連する貴重な精神的支柱でもあった。米国は、しかし、沖縄を「共産主義の脅威に対応するための基地」として重要な「キーストーン」(要石)と位置づけ、基地建設を加速していく。沖縄の人々の間では、講和条約締結以降、本土と分断されたことへの失望、本土復帰への希望が大きくなっていく。

米軍統治下での住民側の自治機構は1945年の沖縄諮詢会から、1946年の沖縄民政府へ、そして1950年に沖縄群馬政府へと変遷したが、1952年に設立された琉球政府は、立法、行政、司法の三権を備えた、全琉球を統括した行政組織として復帰の年の1972年まで存続した。琉球政府の設立により、住民側の自治機構が一応、形を整えた。

教育分野も緊急要請的なものから、将来を見据えた制度化が進められ、マネジメント面での充実が図られる。制度、財政等ほとんどの面で米軍が管理し、教育内容も監視した終戦直後に比較して、この時期からは教育の多くが沖縄の人々にゆだねられ、教育内容においては本土との緊密化が進み、米軍は緩やかに関わるようになった。

米軍は財政的支出を懸念して拡大する民政への要求を極力抑えつつ、軍事基地機能を維持していく上

で必要な民生の向上を目指した政策を実施していく。また、増大する沖縄への財政負担を軽減するため、1954年の琉球電力公社の設立、1958年の琉球水道公社の設立など産業を育成して経済活動を活発化させ、自立を促す方策を採った。

教育面では、学校数、児童数の増加といった量的拡大とともに、教育内容も充実していった。教育内容の向上を目指した教科ごとの講習会や、研究大会などが開催されるようになった。制度面では、1952年、布令⁵⁸第66号（琉球教育法）が公布され、沖縄独自の地域の教育委員公選制度が発足した。1950年には琉球大学が開学。琉球復興のために緊急に必要な人材を養成するという目的で米国民政府が創設した契約学生制度に代わり、日本政府が財政負担をし、本土の大学に沖縄の若者が進学する国費留学制度もスタートした。

教育内容の面では本土とのつながりが密接になっていく一方で、日の丸掲揚をめぐる住民と米軍政府との間の確執が起り、軍事基地収用に反対する運動とあわせ、米軍統治に対する反発が次第に教育界でも高まっていった。

しかし、児童数の増加は深刻な校舎不足をもたらし、財政的な貧困から学校建設はその後長く沖縄の教育の課題であった。

1-2-1 学校建設

(1) 琉球政府の取り組み

琉球政府に移行後も、学校建設は沖縄の教育界の大きな問題であり続けた。1952年、新しい政府の発足に伴い、旧政府から申し送られた事項の中で、「学校建設の解決」が最重要課題の中の一つとして取り上げられている。

中央教育委員会は、1952年4月22日、「校舎復旧に関する声明書⁵⁹」を発表、校舎問題がいかに深刻であるかを次のとおり語っている。

- ① 既設校舎は全琉で46.79%、沖縄本島は37%。
- ② 不足教室(とされている校舎)はその大部分が茅葺きの仮校舎である。暴風時に倒され、作り直したため、柱がだんだん短くなり、腰をかがめて入室しなければならない状態で、通風や採光が悪く、児童生徒の健康を害する恐れがある。
- ③ 雨戸なしの教室は雨天の授業がまったく不可能。
- ④ 那覇地区では仮校舎すらなく、教室不足のため2部授業を実施している学校が7校、3部授業を実施している学校も2校ある。このような悪条件下で学習を余儀なくされている児童生徒が琉球全体で11万人あまりもいる。

この時期の学校建設はおもに米民政府補助によって建築が行われ、1954年度に400教室の新設と戦災校舎120教室の修理、1955年度に650教室の新設、1956年度に596教室の新設が行われた。

⁵⁸ 沖縄統治にあたって米国民政府機関が制定、公布した法令。

⁵⁹ 沖縄県教育委員会編（1977） p. 384

この1956年度予算での校舎の完成で当初計画はほぼ終了したが、生徒の増加に追いつかず、校舎の充足率は87.9%であった。1956年代以降は、戦災による校舎の復旧というよりは、むしろ児童・生徒の自然増への対応を目的とした特別教室の建設が主で、1960年代からは中学校の職業、家庭科教室、高校の寄宿舎等も建設されるようになった。しかし、財政的には厳しく、校舎問題は長く、戦後沖縄の教育の課題であった。

当時、学校建設は主に米民政府予算で行われていたが、1960年代後半からは日本政府援助も導入された。1965年に初めて、日本政府援助に学校建設費として72,800ドルの予算が計上されて以来、翌1966、1967年には学校建設に対する日米政府の援助の増額により、学校建設は大きく進展。祖国復帰のめどがついた1969年を境に米民政府からの援助は打ち切りとなり、逆に日本政府からの援助が急増していった。

(2) 「愛の教具」 - 日本本土からの教育支援

戦災校舎復興については、行政だけでなく、民間の取り組みも活発だった。1952年、沖縄教職員会を中心に、PTA連合会、婦人連合会、青年連合会、市町村会、商工会議所、農林水産協会、沖縄議会議長会など8団体で沖縄戦災復興促進期成会が組織された。沖縄戦で壊滅的な打撃を受けた校舎の復旧促進のための行動団体である。当時の沖縄教職員会の屋良朝苗氏⁶⁰、喜屋武真栄氏らが、1953年1月本土にわたり半年間沖縄の窮状と支援を訴えた。

教職員がこれに立ち上がったのは、沖縄の教育を一日も早く復興の緒につけなければならないという信念からだ。屋良氏はその回顧録⁶¹の中で、「組織がはじめに取り上げるのは、自分たちの生活防衛、経済問題であろうが、教職員会がそれと同時に、教育の場である校舎を自分たちの手で復興していくという決意に燃えていた。私は文教部長（沖縄群島政府）の時代から校舎復興は母国の全国民に訴える以外にないと思っていた」と、当時を述懐している。



「愛の教具」 那覇市久茂地小学校 1955年

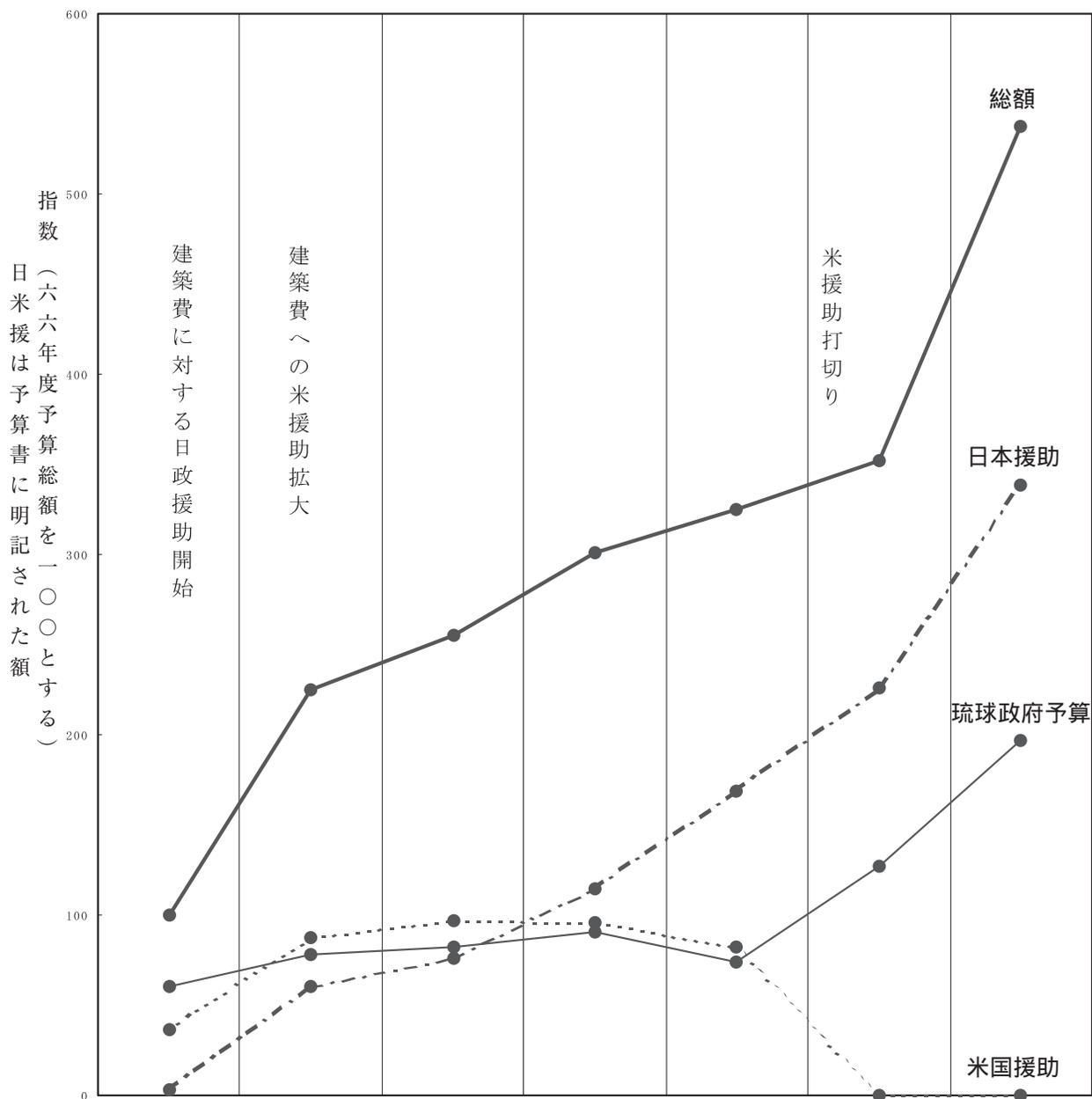


「愛の教具」 那覇市高良小学校 1955年

⁶⁰ 屋良朝苗氏は琉球政府の初の公選主席で、復帰後初の県知事。

⁶¹ 朝日新聞社編（1981） p. 20～21

表 1 - 4 財源別学校建設予算の推移



会計年度	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972
予算総額	2,068	4,650	5,282	6,228	6,728	7,287	11,099
米 援	750	1,800	2,000	1,975	1,700	0	0
日 援	73	1,231	1,582	2,377	3,498	4,667	7,016
日米援計	823	3,031	3,582	4,352	5,198	4,667	7,016
琉 政	1,245	1,619	1,700	1,876	1,530	2,620	4,083

出所：沖縄県教育委員会（1977） p. 395

各学校から校舎の写真のネガを取り寄せ、半年がかりで焼き、300～400冊のアルバムを製作した。また、教職員の機関紙の特集号で「全国民に訴える」、「全国の教職員に訴える」、「全国の児童・生徒に訴える」の三種をつくり、大量に印刷し、行く先々で配布した。各府県で知事、県議会議長、教育長、県庁所在地の市長、県教祖、婦人団体、報道機関をくまなくまわり、戦災校舎復興募金への協力を依頼し、沖縄の復帰を訴えた結果、全国1,000万人から6,000万円（沖縄の当時の通貨B円にして、2,000万円）が集まった。

これに沖縄で集めた400万円をプラスして校舎復興資金に充てようとしたが、米軍はこれを認めなかった。校舎建設は、米民政府の援助と琉球政府予算でつくることになったため、この寄付金は教育備品にあてられることになった。学校図書、音楽、体育、理科、視聴覚備品等の購入費にあてられ、本土からの沖縄の同胞への愛のしるしとして「愛の教具」と呼ばれた。

この運動は、沖縄の人々にとっては本土の人々からの沖縄に対する温かい思いが伝わるものだったし、本土の人々にとっては沖縄の置かれている状況を知る機会となった。全国を行脚し沖縄に対する関心を高めることで、沖縄の祖国復帰に向けた土壌の醸成が双方で進んでいった。

1-2-2 教育財政

(1) 戦後初期の教育財政

終戦後しばらく、沖縄では無貨幣時代があり、教育予算の中で教職員給与等も、配給物資等でまかなわれていた。1946年5月に貨幣流通が始まり、市町村や全琉統一行政機関でも予算が編成された。しかし、市町村には職員給与や学校建設、その他学校教育に必要な備品を調達する財政的基盤はなかった。従って、市町村の学校であっても、経費は全琉統一政府から支出されていた。

終戦後初めての予算編成となった1947年から1952年までの6年間の政府予算額と教育関係予算の割合、ならびに1952年度文教部予算の内訳をしてみる。

表 1-5 1947～1952会計年度 政府予算額と教育関係予算（単位：B円⁶²）

会計年度	政府予算総額	教育関係予算	比率(%)
1947	110,455,290	15,152,779	13.7
1948	75,304,325	17,205,693	22.9
1949	53,610,006	20,367,812	38.0
1590	149,925,162	48,004,944	32.0
1951	130,362,814	56,762,896	49.5
1951	328,033,486	107,669,107	32.8
1952	812,736,813	248,672,665	30.6

出所：沖縄県教育委員会（1977） p. 321

⁶² p. 20注釈37参照。

表2-2からも明らかなように、沖縄民政府時代（1947～1952）の政府予算全体に占める教育関係予算の割合は、47年は13.7%、48年は22.9%、49年は38%、50年には32%と推移している。この中には学校建設費は含まれておらず、この時期、学校建設はガリオア援助資金⁶³から支出され、文教局予算には計上されなかった。

群島政府時代（1951～1952年）には米軍からの補助金が政府予算に計上された。1952年度の教育関係予算は、2億4,862万7,665円（B円）。歳入の内訳は、群島政府からの行政費支給総額が1億4,360万円あまりで、米軍からの補助金が1億500万円、半分は米軍からの補助金である。

表1-6 1952年度文教部予算抜粋（単位：B円）

科 目	行政費支弁	軍補助金	計	説 明
群島政府総額	371,373,480.97	450,363,331.94	821,736,812.91	
文教部	143,627,665.00	105,000,000.00	248,627,665.00	群島政府予算額に対し
学校教育	142,276,608.26	99,595,772.94	241,872,381.20	総 額 31%
社会教育	1,351,056.74	5,404,227.06	6,755,283.80	行政費 38%
				軍補助金 23%
教員俸給	123,477,600.00	1,329,600.00	124,807,200.00	校長 教員 計 221人 3,626人 3,847人 群島政府人件費総額に対して 42%
麻痺俸給	6,177,600.00	-	6,177,600.00	世話人 225人 文教事務所 18人 高校、教訓、書記 24人 計267人
事業費	1,771,035.00	-	1,771,035.00	1 実験学校及経営研究会補助其の他 960,000.00 2 諸講習会及検定委員会 330,980.00 3 体育行事費 21,855.00 4 原稿料及印刷費 20,000.00 5 中央教育委員会 52,200.00 6 地区 〃 367,200.00 7 文教審議委員会 28,800.00
図書費	358,000.00	-	358,000.00	教育図書及辞典類
実習費	953,000.00	-	953,000.00	農林高校、工業高校、開洋高校
麻痺備品費	5,644,043.26	1,415,516.94	7,059,560.20	学校用 { 机、腰掛 3,836,660.00 オルガン 3,216,000.00 文教事務所 6,900.00
諸手当	288,000.00	32,000.00	320,000.00	舎監手当 129,000.00 講師手当 191,000.00
建築費 (未決定)		96,480,000.00	96,480,000.00	1棟4教室の 180棟分

出所：沖縄県教育委員会（1977） p. 322

⁶³ Government and Relief in Occupied Areas Fundの略で、米国政府予算計上の資金による援助。沖縄に対しては1947年から1957年まで続けられた。

歳出の項目でもっとも大きいのは教員俸給で、1億2千480万円で、文教局予算の約50%を占めている。次に大きいのが建設費の項目で、一棟4教室の180棟分で9,648万円が計上され人件費と学校建設で教育予算総額の94%を占めている。財源としての米軍からの補助金は、学校建設についてはほぼ全額。教員給与については約半額が支出されていた。

(2) 琉球政府時代：1952年から1972年の復帰までの教育財政

琉球政府の設立により、従来の沖縄の各群島の政府が統一され、財政も一本化された。以下に1953年度から1972年度までの琉球政府予算額の推移と、文教局予算の推移を示した。

表1-7 琉球政府予算額の推移（単位：ドル）

会計年度	A	B	C	D	E
	琉政予算総額	米民政府補助	本土政府援助	琉政資金	D/A
					%
1953	12,118,272	3,125,000	0	8,973,272	74.2
54	14,383,205	3,250,000	0	11,133,205	77.4
55	15,051,195	2,500,000	0	12,557,195	83.3
56	16,998,098	3,391,666	0	13,606,432	80.0
57	20,571,386	2,091,666	0	18,479,720	89.8
58	23,568,389	1,005,278	0	22,563,111	95.7
59	22,136,617	1,900,000	0	20,236,617	91.4
60	28,504,233	4,500,000	0	24,004,233	84.2
61	27,633,537	4,575,000	0	23,058,537	83.4
62	31,369,418	4,600,000	(55,555)	26,769,418	85.3
63	41,786,648	7,460,000	2,035,857	32,290,791	77.3
64	51,980,723	8,335,900	4,050,000	39,594,823	76.1
65	57,207,763	7,060,000	4,028,557	46,119,206	80.2
66	65,887,200	8,460,000	6,538,423	50,888,777	70.2
67	88,277,500	14,265,000	13,419,919	60,592,581	73.7
68	119,751,600	16,668,000	23,714,571	79,369,029	66.3
69	145,629,520	12,223,501	31,974,675	101,431,344	69.6
70	170,785,000	20,350,000	47,221,802	103,213,198	60.4
71	200,780,511	13,235,000	68,363,000	119,182,511	59.4
72	263,633,584	8,850,000	116,380,782	138,402,802	52.5
備考	1953年度より1959年度までの予算額は120B円を一ドルに換算。B、C、Dについても同じ。		カッコ内の数字は、琉政予算を通さないで琉球育英会に支出された奨学金である。		

出所：沖縄県教育委員会（1977） p. 322

注）A、B、Cは琉政予算書総括表における歳入額、DはA、B、C合計額との差額

表 1-8 文教局予算の琉球政府総予算に占める割合と財源別状況（単位：ドル、Hは千円）

会計年度	A	B	C	D	E	F	G	H
	琉政予算総額	米民政府補助	米 援	日 援	琉 政	E/B	B/A	文部省援助費
						%	%	千円
1953	12,118,272	3,341,368	(490,564)		2,850,804	85.3	27.6	2,160
54	14,383,205	3,614,736	620,833		2,993,903	82.8	25.1	5,874
55	15,051,195	4,487,168	1,305,098		3,182,070	70.7	29.8	7,722
56	16,998,098	5,107,982	1,401,867		3,706,115	72.5	30.1	10,259
57	20,571,386	5,399,824	250,000		5,149,824	95.3	26.2	12,804
58	23,568,389	7,122,854	115,000		7,007,854	98.3	30.2	16,174
59	22,136,617	6,739,105	79,116		6,659,939	98.8	30.4	18,326
60	28,504,233	8,683,621	565,000		8,118,621	93.4	30.5	30,544
61	27,633,537	9,484,890	550,000		8,934,890	94.2	34.3	39,320
62	31,369,418	10,404,405	1,763,750	(55,555)	8,640,655	83.0	33.2	58,717
63	41,786,648	13,910,186	1,975,000	287,777	11,647,409	83.7	33.3	77,882
64	51,980,723	16,640,998	2,605,000	298,631	13,737,367	82.5	32.0	142,302
65	57,207,763	18,704,058	2,360,000	289,514	16,054,544	85.8	32.7	183,478
66	65,887,200	22,537,997	2,465,000	1,031,569	19,041,428	84.5	34.2	468,609
67	88,277,500	28,052,386	7,916,000	7,578,662	12,557,724	44.7	31.8	2,870,035
68	119,751,600	34,837,891	9,845,000	9,718,656	15,074,235	43.2	29.1	4,076,019
69	145,629,520	41,774,782	3,816,511	12,899,575	25,058,696	59.9	28.7	4,981,226
70	170,785,000	78,332,169	8,425,000	16,611,710	23,295,459	48.2	28.3	6,367,918
71	200,780,511	54,360,175	0	19,214,523	35,145,652	64.6	27.1	8,173,618
72	263,633,584	71,043,331	0	27,023,275	44,020,056	61.9	26.9	10,457,061
備考	つには51 換199 算2年5 。0度3 。B Bま 、円での Cをのよ 、1予 Dド算1 にル額9			奨球政カのこ 学育予ッ援の 金英算コ助の で会を内には 。支さ数字は 出なな。琉球 さいは、大学 れた琉琉へ		含大41 む。関59 係、6 の06 日0年 米0度 援ド分 助ルに 分のは を琉3		事務この 費は欄 は含には まない。文 部省 内の

出所：沖縄県教育委員会（1977）p. 343

- (注) A：琉政予算書総括表における歳入額
 B：琉政予算書の歳出明細書による文教局歳出予算総額
 C, D：予算明細書の備考欄に明記された額の合計額
 H：文部省資料による沖縄援助費

この時代の政府予算の特徴は以下の四点に集約される。

- ① 教育税の創設⁶⁴
- ② 20年間に着実な伸張を続けたこと。1953年には1,200万ドルであったが、1972年には2億6,400万ドルに増大した。
- ③ 1960年代以降、日本政府からの援助が増大したこと。特に復帰直前には大きく増大した。
- ④ 米国民政府からの援助は50年代後半に漸減するが、その後増加し、琉球政府総予算の10%から10数%を占めた。1968年以降、日米の援助額は逆転した。

(3) 日本政府による義務教育教職員給与の半額負担

日本政府による沖縄への財政援助は戦後しばらく、米軍が「沖縄側の行政行為に対し日本政府が財政的支援を行うことは内政干渉になる」として、琉球政府の予算に計上されなかった。実際には、沖縄からの研究教員の招聘費や国費学制制度等で予算が執行されていたが、それは、沖縄からの国費学生、研究教員等も、本土に渡れば日本人であるとの解釈に基づいていた。日本政府からの財政支援は、本土で予算執行可能な項目に限るとする限界があったが、その限界が取り払われ、予算が増大していった。

特に1967年度以降は、義務教育教職員給与費の半額を日本政府が援助することが教職員会やPTA、市町村長会などの運動により実現したことで、財源に占める日本政府からの予算額が急増した。

この義務教育学校教職員の給与半額を国庫が負担するという制度は他府県では実施されていたが、沖縄には適用されていなかった。教育関係の諸団体は日本政府に対し、沖縄の教育は教育基本法に則った日本国民を育成する教育であるが、沖縄の教育が施政権の分断により諸条件が本土より大幅に立ち遅れ、その格差是正は琉球政府の財政力では困難であること等をあげ、日本政府に要請を続けるとともに米軍に対しても理解を求め、実現に至った。

証言 1 - 5 1960年代の琉球政府時代に文教局の指導主事を勤めた知名定善氏の回想

私が学校教育指導主事として、文教局入りしたのは昭和35年（1960）年のことであった。戦争で大きな犠牲を受けた沖縄が異民族の支配下におかれ、日本政府からの直接援助を受けられず、財政面も窮屈な時代であった。教育予算のうち約85%が沖縄の自己負担で、本土政府の援助はわずか2%、米国の援助が13%であった。本土の類似県では、公教育の総額の69%は、国が、県の自己負担はわずか31%であり、沖縄とは逆だった。このように財政的には苦しい時代ではあったが、琉球政府は教育を重んじ、多額の経費を教育につき込んでいた時代である。

知名定善 「官民一体の教育行政」『戦後沖縄教育の回顧録 文教局思い出の記』文教友の会編、1993年

(4) 教育税

戦後沖縄の教育財政の中でも特異だったのは教育税である。

教育の設置者負担の原則などを目的に、1952年2月に公布された米国民政府⁶⁵布令第66号「琉球教育

⁶⁴ 教育税については後述 2 - 2 - 4 参照

⁶⁵ 沖縄統治のために1950年に設立された米国政府の出先機関。正式の名称は琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands）の略称を使ってUSCAR（ユースカー）と呼ばれ、この組織は日本復帰まで続いた。

法]⁶⁶において「教育税」の導入が規定された。この教育税制度は、教育委員会が財政的に独立することを意図したものとされ、米国では広く導入されている。本土でも、米国からの教育視察団が1950年に来日した際に勧告されたが、理念的には評価されながらも、実際の運用面においてさまざまな問題が含まれているとして導入されなかった。

教育税はすなわち、各教育区（市町村等）の予算から、琉球政府文教局から交付される補助金等の予定額を差し引き、その差額分を各教育区の全住民に負担させるもので、市町村からは、住民への負担感が増すこと、徴収の困難さなどから反発が強かった。

1953年～1958年までの徴収率は、75.6%（1953年）に始まり、ほぼ70%台で推移しており、必ずしも満足すべき数字ではないが、市町村税の徴収率と比較して、それほど教育税だけが目立って徴収率が低いということでもなかったようである。

琉球政府文教局が教育税に対する理解を深めるべく広報を進めたことが影響したものと思われ、1966年度には100%完納の市町村が7市町村に達した。全教育区の徴収率も毎年向上し、最終年次の1966年には93.6%になり、市町村税の徴収率を上回った。

1960年代前後の「教育税完納運動」などの動きもあって、納税率は向上した。地方教育委員の公選制と同様、教育財政の独立という進歩的な考えのもとでの導入ではあったが、一般の理解を得られないまま市町村税に一本化することで同税は1965年廃止された。



廃止の理由は、目的税という趣旨が住民の理解を十分に得られなかったという事情とあわせ、各教育区の中で教育税の占める比重の少なさが教育税存続の意義を減少させていったことがあげられる。1958年度の各教育区予算のうち、政府（琉球政府）補助金が83.67%、教育税9.92%であった。

⁶⁶ 米軍統治下の南西諸島の教育法を統一したもので、学校教育、教育行政など全般にわたっている。この布令は1957年3月の「教育法」の公布まで存続した。（琉球教育法については本編1-2-3参考）

表 1-9 教育税徴収率の推移

会計年度 徴収率 段階区分	1953	1954	1956	1958	1960	1962	1964	1965	1966
100	2	2			1	2	4	3	7
90～99	20	18	18	17	20	22	24	29	31
80～89	12	14	6	18	17	17	18	14	14
70～79	13	9	18	11	14	9	7	6	3
60～69	11	8	7	7	4	8	5	7	3
50～59	1	4	6	5	4	1	1		1
40～49	3	4	3	3	2	1			
30～39		2	4	1					
20～29	1	1	1		1				
10～19				1					
1～9	1		1						
0		2							
(%) 徴収率平均	75.6	71.5	68.4	78.8	81.7	83	87.7	90.4	% 93.6
市町村数	64	64	64	63	63	60	59	59	59
統合された市町村名				真和志		高嶺 三和 兼城	大浜		

出所：沖縄県教育委員会（1977）p. 362

（注）文教局：教育財政調査報告書による。

徴収率は現年賦課調定額に対する収入額の比率

徴収率平均は全市町村の調定額総計に対する収入額総計の比率

市町村数の減少は市町村統合の進展による。

1-2-3 教育法規の整備

1945年4月1日沖縄本島に上陸した米軍が発布したニミッツ布告により、沖縄を含む南西諸島は米軍の軍政下に入ったが、占領下にあいながらも沖縄の教育者は日本教育の継続を希望し続けていた。教育法規制定の歴史は、民主化という点で米軍側と住民政府側に意見の相違はなかったが、日本本土の教育に近づけようとする住民の意思と、それを抑えようとする米軍側の確執の連続でもあった。

(1) 初等学校令—戦後初の教育法規

1946年文教部から戦後初の教育法規ともいえる「初等学校令」「初等学校令施行規則」が公布された。同学校令は、初等学校が「戦後沖縄の再建のために必要な新しい精神と、初等普通教育を行うための学校」であり、「沖縄文化の向上と、世界、特に米国の国情について知らせ、沖縄人の業績を顕揚する」と沖縄の独自性を表しながら、占領側の米軍への配慮をにじませたものであった。

(2) 教育基本条例—教育基本法を模した教育法規

沖縄群島政府は1950年11月の発足から、52年4月1日の琉球政府の発足までの1年3ヶ月の短い行政機構であったが、いくつかの重要な教育法規を制定している。まず、「沖縄群島教育基本条例」は、米軍からの押し付けでなく、民立法による教育法規であり、本土ですでに施行されていた教育基本法(1947年)をほぼ模したものであり、「日本」、「国家」、「国民」に代わり、「群島」、「沖縄」、「沖縄人」が使われていることを除けば、本土の教育基本法とほぼ同様であった。

同条例はその前文で「われら沖縄人は、1945年を境として、新生の歴史を創造すべき使命をになうようになった。そのためには、民主的で文化的な社会を建設して世界の平和と人類の福祉に貢献することが大切である。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われわれは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに環境からくる制約を克服し、普遍的にして、しかも個性豊かな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならぬ」と、格調高く教育の方向性を示す一方で、米軍統治という「環境からくる制約」という表現にみられるように、占領下での苦肉の表現にもじませていた。

また、同じく群島政府時代に「沖縄群島教育委員会条例」が制定され、中央組織としての教育委員会が初めて誕生した。中央教育委員会は7人で構成され、文教部長の推薦により知事が群島議会の承認を得て決定する。この条例ではさらに、各地区の教育委員会と中央教育委員会を規定し、それぞれの職務権限を明確にしている点が注目される。

(3) 布令66号琉球教育法—米軍が定めた教育全体を網羅した教育関係法規

琉球政府の発足を間近に控え、米民政府は教育行政制度の根幹を成す教育関係法規の立案に着手し、1952年2月、米国民政府布令第66号「琉球教育法」を公布した。①教育の民主化と地方分権の推進、②教育財政の独立のための教育税の創設、③内容は日本の教育法に準ずるが沖縄の事情も反映させること、などを考慮点とし、本土の教育基本法をほぼ踏まえつつ「教育基本法」、「学校教育法」、「教育行政」、教育税⁶⁷の導入などの全般を網羅した全16章169項からなる教育法規であった。それまで沖縄本島を含め、離島の奄美、宮古、八重山でそれぞれ独自に教育法を制定していたが、これにより統一されたことになる。すべてを一つにまとめたため問題も少なくなかったが、これにより初めて全琉統一的な教育法の制定に至り、1958年の民意による教育法の制定までの6年間、教育の基本となった。同法の概要を以下に見る⁶⁸。

第1章の教育基本法第1節で、教育の目的を「人格の完成をめざし、平和民主的な国家および社会の形成者として」、「個人の価値を尊び、自主的精神に満ちた健康な国民」の育成をうたっており、民主教育の方向性を色強く打ち出している。

財政上の責任については「教育区および中央政府の連帯責任とする」とし、学校教育として幼稚園、小学校、中学校、高等学校ならびに特殊学校および成人学校も規定している。

学校教育の中では、男女共学について、1951年、群島政府時代に制定した「沖縄群島教育基本条例」で「男女の共学を本体とする」とあり、本土の教育基本法でも奨励事項であったが、ここでは「教育上

⁶⁷ 教育税については本編1-2-2(4)の「教育税」を参照

⁶⁸ 沖縄県教育委員会編(1977) p.106~118

男女共学はこれを認め奨励し、実践しなければならない」と、義務事項とされた。そのほか、琉球政府立学校および公立学校の設立者の別、経費の設置者負担原則を明らかにしている。

第2章は、文教局の権能について述べ、第3章の「中央教育委員会」では立法院⁶⁹の承認を経て、行政主席が任命する8人の委員と立法院の文教委員会の議長の9人の委員で構成されることなど、19条から成る条文でその任務等について規定されている。

地方の教育行政について規定した項目についてみると、教育行政を一般行政から区分し、市町村の区域と同一の区域に独立法人としての教育区を設置。教育区の機関として、区教育委員会と教育長を置き、住民の直接投票による公選委員4人、市町村長たる有識者委員1人の計5人で構成した。

各市町村単位の教育区のほか、教育の一層有効な指導と管理を図る目的で、中央教育委員会に数地区の教育区を連合して連合教育委員会を組織する権限を与えた。沖縄本島で9、周辺離島、奄美を含め12の連合教育委員会が組織された。各連合教育委員会は、連合体組織であり、法人格を有していなかったが、管内の教育の指導、管理に対する助言などを職務権限とした。

その他「社会教育」「政治教育」「宗教教育」「教育行政」まで、全般的に新しい時代を展望した、民主的な教育の基本がうたわれている。たとえば、各教育区の4人教育委員のうち「少なくとも1人は婦人とする」と、規定した上、「・・・少なくとも1人は婦人が当選するようにこの法の意図するところを厳守するために必要な措置を講ずる責任を負う」ことを規定している。さらに1954年の改正布令では婦人の立候補および当選者が1人もいない場合には、臨時に婦人委員を任命するものとする定め、婦人委員の参与を義務付けた。

(4) 教育四法民立法—「日本国民としての教育」

先に述べた琉球教育法発効以前米国民政府は、同法律は立法院が召集され琉球の規定する法律を定める時までの暫定的なものであるとしていた。したがって、沖縄の人々はいずれ沖縄の人々による民立法が定められることを期待した。

教育関連の民立法とは教育基本法、学校教育法、教育委員会法、社会教育法という独立した教育の四つの基本法規を住民の意思でつくるということであり、それは、すでに施行されている布令による「教育法」の廃止を意味していた。

米側は布令による琉球教育法が「暫定的なものである」とし、民立法による教育法規の制定を明言していたにもかかわらず、当時から「祖国復帰」を訴え始めていた教育界への警戒心もあり、民立法による法規はなかなか成立しなかった。

1953年度中に何度も中央教育審議会で教育諸法案の審議がなされたが、立法院への提案には至らなかった。審議が始まったのは1955年に入ってからで、1956年1月に可決されたが米国民政府の反対にあい、公布されなかった。

米国民政府が反対の理由としたのは、法案中の中央教育委員会の公選制、②文教局長の教育総長への格上げなどが、「琉球政府の設立」(民政府布告第13号)、「琉球政府章典」(民政府布令第68号)に反し、「三権分立の機構とは別個の第四の政治部門を形成することによって琉球政府機構の原則に反する」と

⁶⁹ 琉球政府の立法機関。1952年の米国民政府布告・布令の公布により設立された。設立当初全琉8つの中選挙区から、31人の公選議員により構成されていた。

いうものだった。

米側が反対したもう一つの理由は、教育基本法案の前文、冒頭の文句の次に「日本国民として」という文句を挿入していたことである。1956年1月、教育委員会の審議中に委員の間から「日本国民として」という文言を挿入する修正案が出され、これに党派を超えて意見が一致、立法院において全会一致で可決した。

当時米国側が、この冒頭部分に反発を示していたことは、米国民政府教育情報部長の次のような発言からも明らかであった。「どこの国の憲法にも、たとえば、われわれは米国国民としてとか、イギリス国民としてとの文句をいれているものはない。沖縄はすでに日本国民であることが条約（サンフランシスコ平和条約）第3条で認められているのに、それをいれることは理解しがたい⁷⁰」。

琉球政府はその3ヶ月後に再提案したが、米国民政府による同じ理由での拒否により廃案となった。その後、米国民政府は突然、教員の契約制などを織り込んだ布令165号「教育法」を公布、教育界では布令による教育制度に大きな反発が起こり、民立法による教育法規制定に一層大きな期待がかかった。

沖縄教職員会、沖縄青年連合会、沖縄PTA連合会などが大会や総会を開き、布令の改廃と民立法促進を訴え、世論が大きく盛り上がった。立法院文教社会委員会はこの世論を背景に、1957年三度目の提案を行い、立法院は全会一致で可決した。

これに対し米国民政府は、相変わらず中央教育委員会が琉球政府の行政機関でありながら、主席の管理監督のもとにないなどの理由やその他数点の「問題点」を指摘した。しかし、「この法案は、立法院が住民の教育に対する希望を表明せんとする三度目の試みであり、この法案にある不備、矛盾または違法性は（中略）必要な箇所は改正されることを信じ（中略）なんらの異議をさしはさむものではない」との書簡を琉球行政主席宛に送り、同法は公布、施行された。これにより長かった米軍の布令による教育から、「日本国民」としての教育が名実ともに実施されることになった。

1-3 第三期（1958年～1972年）：教育の質的向上

米軍からの押し付けではない、民意による教育の基本法規が公布された1958年以降、沖縄が本土に復帰した1972年までの期間についてこの節で取り上げる。1955年に予算計上されて以後、日本政府からの教育面への援助は増額を続け、教育内容においても本土との一体化がますます進んだ時期である。研究大会の開催等を通して教育の量的拡大、質的な向上が図られた。沖縄大学（1958年）、沖縄キリスト教短期大学（1959年）、琉球国際短期大学（1959年）等、高等教育機関の設立が相次いだのは、戦後のベビーブーム世代が高等教育を受ける機会の拡大に貢献した。

⁷⁰ 沖縄県教育委員会編（1977） p. 147

1-3-1 教員研修の充実

(1) 研究教員制度

教育技術の向上を図ろうと沖縄の教員たちが文部省に働きかけ、1952年から研究教員制度が発足した。教職員の間では、戦前にあった本土への研究訓練制度の復活を希望する声が強く、沖縄群島政府文教部は、米国民政府に対し同制度の復活を要請し続けたが、米側は、教員研修は琉球大学でできる上、教員不足のおり長期間の研修は学校教育にマイナスである等の理由でなかなか実現しなかった。

沖縄の教育界の指導者たちは、県民世論の喚起とともに文部省にも働きかけを続け、1951年琉球大学開学式に出席した当時の文部政務次官に対し、この問題の解決を要請。文部省は翌年4月からの同制度の実施の意向を示したため、米側も承認することになった。この研究教員制度は、沖縄の教育現場に活気を与え、研究意欲を増大させた。帰任者は、積極的に研究活動や研究発表を行い、地域の教育力向上に貢献した。

1960年度からは、産業教育関係の教員の対象枠が設置され、派遣人員が増員された。さらに1965年度からは、これに校長や指導主事を対象とした研修制度および、戦後の教員養成機関（文教学校、教員訓練学校等）の卒業者を対象として、教育理論の研修を行わせる教員大学留学制度などが実施された。この制度は復帰の年の1972年まで続けられ、1952年から1972年までに1,431人が派遣された。

(2) 教育指導員制度

沖縄の教員が本土に派遣され研修する制度と併せ、本土の優れた教育実践者を沖縄に招聘する制度も1958年から実施された。教育指導員制度と呼ばれ、1959年文部省により実施された。1958年に琉球政府文教局長から文部省あてに送られた要請書には、この制度の目的について、①本土の進歩した教育技術を取り入れて琉球の教育水準を高めること、②日琉の教員交流によって相互の理解を深めるとともに、琉球の児童生徒の日本人としての意識を高めること、となっており、日本政府の責任を指摘し、実現を促す内容であった。

経費については、初年度は滞在費の三分の一を琉球政府文教局、そのほかは本土政府負担であったが、1960年度からは全額本土負担となった。優れた教育実践を沖縄の教員に学ばせるというのが目的の制度であったが、初年度と2度目に、教育指導員による模範授業を実施したところ本土からの指導員が教壇に立ったとして米国民政府のクレームがつき、1961年度は招聘が中断された。1962年度からは、指導形式を変えるという条件で再開され、1971年までに276人が招聘された。

1-3-2 特殊教育

戦後沖縄の特殊教育は、通常の学校教育と比べかなり遅れてスタートした。戦後6年の空白を経て、1951年に沖縄盲啞学校が開校したのが最初である。視聴覚障害以外については、同年に青少年非行に対応して設立された沖縄職業学校（のちに沖縄実務学園に改称）、ハンセン病者のための療養所である愛楽園の中にあつた児童施設「愛楽学園」が、「澄井小学校、中学校」として正式に認可された。

いずれも養護・救護・教育を兼務した施設であったが、1958年に民意による教育四法が制定され、本

土法と教育法規が同一になったことを受け、学校教育と社会福祉が分離され、特殊教育を行っている学校の中から実務学園が削除されている。特殊学級についてはこの年、小学校2校、中学校2校に設置されていた。

1958年ごろから、社会的関心の高まりにより、精神薄弱児のための特殊学級が小学校で増え始め、1964年には29学級、1965年には85学級になった。しかし、戦後のベビーブームによる生徒数の増加と教室不足のため増設がなく、そのため小学校を卒業する特殊学級の児童の教育に対する不安が高まり、これらの児童の継続的な教育のための施設として1965年琉球政府立大平養護学校が設立された。これは沖縄で初めての精神薄弱児のための学校である。

設立当初は中学部の4学級60人のみであったが、1968年には高等部、1979年には小学部が増設された。

病弱児の教育については、琉球教育法（布令66号・琉球教育法）⁷¹の第4条に基づき1952年から派遣教員制度が実施され、那覇連合教育区に2人配置されていた。これは就学猶予にならない程度の病気で家庭または病院において療養している児童のために教員を派遣するもので、復帰まで続いた。

(1) 視覚障害教育

戦争で閉校されていた沖縄県立盲聾学校が、1951年に沖縄盲聾学校として、沖縄群島政府により開設された。これは1947年、沖縄盲人協会が、軍政府や民政府に対し学校の再開を要請したことがきっかけだった。社会福祉と学校教育の混合形態をとり、4年後の1955年に教育に関する事項は文教局、福祉に関する事項は厚生局が管轄であった。2棟の米軍のコンセットを借りて開校され、32人の児童生徒を収容。校長と教諭4人、書記、看護婦、炊事雑役雇用人などが配置されていた。

校舎をはじめ教科書、備品等は皆無。一般備品としては米軍払い下げの黒板、机、腰掛など、教育備品としては普通小学校用ガリ版刷り教科書や集団補聴器、個人補聴器などがあっただけで、校舎不足や教育備品不足は日本復帰の頃まで続いた。

初等部と⁷²速成科に分けられ、修業年限は初等部が6年、速成科が3年。速成科は普通教科の授業時間より職業科専門の授業の方が多く、木工、農業、洋裁、美術、手芸などで教材はほとんど米軍の援助によるものだった。のちに速成科は琉球政府社会局の、初等部は文教局の管轄となった。

その後盲聾学校を障害別に分離設置すべきであるとの論が起こり、1959年に「政府立盲聾学校」から、「政府立盲学校」と「政府立聾学校」に分離独立した。

沖縄盲学校についてみると、設立当初（1951年）の在籍は小学部10人であったが、約20年後の1975年には小中高等部あわせて122人となった。1955年に琉球政府が全琉球小中学校に対し実施した「盲者および弱視者」の実態調査によると、小学校に72人、中学校に60人が在籍していた。盲学校では、1957年以降各市町村や公立小中学校に対し実態調査を依頼したり、厚生局福祉課の障害者名簿等を手がかりに訪問調査や就学勧誘を実施した。これにより1965年から1970年にかけて、盲学校における児童生徒数は大幅に増えた。

ここからも明らかなように、戦後間もない開校当初の頃は、障害の原因は爆発物等による外傷が20%、はしか、高熱、栄養障害など伝染性疾患によるものが40%と後天的要因によるものが多く、先天素因によ

⁷¹ 同教育法については1-2-3「教育法規の整備」を参照

⁷² 開校当初、学齢期を超過した者（13人）のために設置された科。

る視覚障害は少なかった。これは、戦後の混乱と医療体制の不備を反映しているといえる。しかし、次第に後天的要因による障害は少なくなり、先天的素因による障害の占める割合が増加している。たとえば、1980年には伝染疾患によるものは9,4%で、逆に先天素因が65,4%を占めている。

(2) 聴覚障害教育

聴覚障害教育について沖縄で特筆されるのは、1964年から1966年に沖縄全域で流行した風疹（三日はしか）による聴覚障害児に対する教育である。

風疹にかかった妊婦から、白内障、心疾患、難聴等の先天性の障害を持つ子どもが出生していたことが1960年代後半から70年代はじめにかけて明らかになった。琉球政府は本土からの専門医師団を招き、検診を進めた。その結果、風疹との関係が疑われた児童が374人、そのうち339人が難聴と診断された。400人近くの難聴児が同時に幼稚園、小学校に入学するというのはかつてなかった。日本全国の聾学校の小学部に入学してくる1年生の児童の総数が、全国でほぼ1,000人であったということから、1県で400人もの難聴児の入学がいかに大変なものであったかがうかがえる。

さて、これら難聴の児童に対しては、早期教育の必要性が指摘され、関係機関の取り組みが始まった。琉球政府文教局の取り組みは以下のとおりである。

- ① 指導者養成のための専門講師の派遣を日本政府に要請し、第1次から9次の派遣指導員が送られ、県内の人材の養成にあたった。
- ② 沖縄から1970年と71年に45人の教員が本土に派遣され、指導技術を習得した。
- ③ 講習会終了後、巡回教諭らが各地域で母子に対し、聴能訓練を実施した。
- ④ 風疹による聴覚障害児の幼稚園入園に備えて、専門教諭を養成した。
- ⑤ 沖縄ろう学校において、難聴児の早期発見と教育の立場から母子講習会を開催した。
- ⑥ 沖縄ろう学校では、幼稚部が1学級設置されていたが、学則を改正し3歳児まで年齢を引き下げ、風疹による聴覚障害児の受け入れを可能とした。

<北城ろう学校の開設>

1969年4月からは沖縄全県下に風疹難聴学級が設置され、幼稚部学級がスタートした。その後、学童期には公立の小学校へ入学し、「風疹難聴学級」で教育を受けた。しかし、聴能訓練に授業の大半が費やされた結果、学習内容に当てる時間が通常の学校教育で要求される内容を履修するに至らなかったため、県教育庁は6年間の中高等部の教育編成プログラムに着手し、1978年、県立北城ろう学校の設立に至った。単一学科、単一学年制で、本島各地から140人の生徒が入学、19学級で開始した。

北城ろう学校の高等部については、どのような学科を設置するかで議論があったが、父母からは言語力の向上への期待が強く、普通科への要望が高かった。そのため、職業科は2学級だけで残りを普通科とした。北城ろう学校高等部以外では、75人が一般の高校に入学した。全国的にも注目を集めた北城ろう学校はその使命を終えて1984年に閉校した。

証言 1 - 6 風疹児の近況

「昭和40年生の風疹児も現在では30年代半ばになっている。(中略) 難聴学級卒業生の3人の母親に会っているいろいろと聞いてみた。彼女たちのお子さんたちは、一人前の社会人として立派に巣立っていた。それぞれ結婚して子どもも出来ていた。失業率の高い沖縄で、ちゃんと職について、子育てに励んでいる。3人ともクラスメートの風疹障害者同士の結婚で、子育てに問題があるのではないかと心配もされたようだが、それぞれの子どもたちとのコミュニケーションも支障なくできているとのことである。

彼らの子どもたちも自分たちの両親が難聴障害者であることをちゃんと受け止めていて、上の子が立派に親のカバーをしてくれているようである。夫婦ともに聴覚障害者同士がここに至るまでには、本人はもちろんのこと、その親の苦労は一般の人には想像もつかない大変な苦労があったことが推察される。本当にご立派の一語につきる」

那覇市教育委員会編『那覇市教育史通史』2002年

(3) 知的障害教育

1950半ば頃から、試験的に特殊学級を設置する学校が出始めたが、知的障害教育のための特殊学級の最初の認可校は1958年の那覇市立城北小学校であり、7人の児童で開級された。担任の教諭は、本土での研修を経て学級開設に至ったが、学級経営だけでなく、公開授業、研究発表大会、講習会等を開催して特殊教育の発展に努めた。1961年には、文教局の主催により、4週間にわたって専門の研修会が開催され、特殊学級開設の申請がだされていた学校から5人が参加した。翌年から、これらの教諭がそれぞれの学校で特殊学級を開設した。

その後、知的障害教育は徐々に進展を見せたが、当時、社会的認識は薄く、1962年までに小学校における特殊学級は13学級だった。一般の認識が高まり、1965年には85学級にまで増加、児童数も787人になった。

しかし、中学校における特殊学級設置校は当時まだ3校しかなく、これらの児童を継続的に教育する場の必要性が指摘されるようになった。このような社会的ニーズにこたえて、1965年沖縄で最初の養護学校「琉球政府立精神薄弱養護学校」が開設された。後に同校は「大平養護学校」校名が変更された。中等部4学級60人の生徒からのスタートだったが、学年進行で学級が増設され、1968年には高等部、79年に小学部が設置された。

養護教育が大きく進展したのは、1979年の義務制実施以降のことである。それまでは、知的障害児の場合、障害の重い子どもたちはほとんど「就学猶予」となっていたため、普通の学校には在籍しておらず、特殊学級でも現在の知的障害学級に比べるとはるかに障害の軽い子どもたちを対象としていた。

養護学校の義務制は1973年に公布され、沖縄県では沖縄振興開発計画の中で養護学校義務制に向けた基本施策が立てられ、計画的に整備が進められた。その結果、1975年に沖縄本島北部の名護市に県立名護養護学校、1977年と1979年に沖縄本島以外の宮古、八重山にも養護学校が開設された。

証言 1 - 7 城北小学校で沖縄初の知的障害児のための特殊学級を開いた、池田洋子教諭の回想

「7人のうち3人は児童福祉施設の子どもたちでした。孤児で親がいないため、生活のマナーか

ら指導していきました。私は本土での経験をもとに、いままでの授業形態を崩し、生活指導を中心とした体験学習を主体にした、独自のカリキュラムに切り替えました。学校の裏手の小高い丘の上に行き来を通して、道の両側の木の数を数えたり、草花を摘んで数えたりしました。

丘の上では、青い空を飛ぶ飛行機を仰いだり、青い海の船を眺め、自然の語らいの中で言葉を覚えさせ、一日を過ごしたこともありました。それらの体験学習は、すべての学習の素地となり、子どもたちが喜んで学習に取り組むようになりました。(中略)

1958年11月に「特殊学級の経営」をテーマに個人研究発表を行い、学習指導内容や科学的調査に関すること、教材教具はすべて自主制作しなければならないことなどを報告しました。

池田洋子「開設当初の特殊学級について： 那覇市立教育研究所『戦後の教育—0からの出発—(2)』1999年」

1-3-3 日本復帰と教育

(1) 教育条件整備

27年間の米軍統治が終了し、1972年5月に沖縄の施政権は日本に返還され、沖縄の人々が熱く望んだ「祖国復帰」が実現した。これまでの琉球政府から沖縄県へ移行、政治・行政、教育などの制度が日本本土と同一となった。

日本復帰と同時に米軍統治時代に立ち遅れたさまざまな社会資本の整備、基地依存経済からの体質改善、本土との格差是正等を目的に第一次沖縄振興開発計画が策定され、沖縄の振興開発が行われてきた。同計画は、10年を期間としてこれまで4次にわたって策定され、沖縄の自立発展を可能とする条件整備が続けられている。この振興開発計画は県が計画策定の権限を持ち、同計画にもられた事業については、補助率等について特別の配慮がなされている。

この計画の中で教育については、沖縄が戦後、学校施設設備と教職員の極度の不足という悪条件のなかから出発し、整備のための努力が続けられてきたが、教育諸条件の整備はいまだ不十分であるとし、教育文化施設の整備水準を早急に向上させるための施策の必要性を指摘している。そして、義務教育においては、学校規模、学校配置の適正化のための学校の分離、統合、増設、特殊教育、僻地教育の条件整備、高校規模の適正化と高校の新設など、教育文化全般にわたっての整備の必要性がうたわれた。

同計画に沿って、幼稚園、義務教育、高校、特殊学校に至るまでの主にハード関係の教育条件が急速に整備され、復帰から10年後にはほぼ全国並み、小学校の校舎基準達成率については、全国平均を上回る水準にまで達した。体育館やプール等は復帰前までは整備率はきわめて低かったが、これもほぼ全国水準に達した。(次頁表3-1)

(2) 学力向上対策

教育諸施設の整備は第三次の振興開発計画が終了した2003年までにほとんど全国並みの水準に至り、目標を達成した。現在、沖縄県の大きな教育課題として取り組まれているのはむしろソフト面、学力向上、全国平均を上回る高校の中途退学問題である。学力向上については、全国標準学力検査の平均を全

表 1-10 学校施設の年度別整備状況（沖縄県と全国の比較）

学校施設の年度別整備状況（沖縄県と全国の平均との比較）

単位：%

施設	校種	47年5月		48年5月		49年5月		50年5月		51年5月		52年5月		53年5月		54年5月		55年5月		56年5月		57年5月	
		全国	沖縄																				
校舎の基準達成率	幼稚園	48.6	83.9	46.2	82.8	53.1	84.0	60.1	86.0	65.7	86.0	69.6	86.0	73.9	87.3	80.1	88.6	83.5	90.3	88.9	92.0	91.4	92.3
	小 校	74.8	95.0	76.1	95.7	67.6	89.0	70.3	88.0	75.1	89.0	81.3	90.0	78.0	82.6	78.5	83.7	82.8	85.5	87.1	87.2	89.5	88.6
	中 校	72.1	96.6	75.0	95.5	66.1	90.0	70.3	91.0	74.5	91.0	79.2	91.0	74.7	95.0	79.7	98.1	83.0	89.0	85.6	89.6	89.0	89.7
	高 校	51.1	78.0	51.4	80.2	60.4	82.0	65.4	84.0	71.8	95.0	63.0	69.0	67.9	71.3	69.1	72.2	72.6	73.6	73.1	72.6	73.6	86.7
	特 殊	65.3	65.0	51.3	67.3	55.2	67.0	59.6	70.0	59.0	72.0	47.0	72.0	67.2	73.8	61.8	63.2	59.1	66.2	61.8	66.4	68.4	69.2
屋体の設置率 (体育館)	小 校	14.5	76.0	20.6	77.0	26.3	79.0	42.3	50.0	57.0	81.0	66.5	83.0	75.3	84.4	79.2	86.6	85.8	88.3	86.9	89.9	89.5	90.8
	中 校	26.5	81.0	33.1	85.8	66.6	87.0	55.4	87.0	65.1	88.0	75.3	89.0	81.8	89.4	85.0	91.0	85.5	91.6	85.1	92.8	88.5	93.2
	高 校	30.3	-	42.5	-	55.0	83.0	68.4	84.0	85.3	87.0	88.6	88.0	95.6	89.0	95.7	92.4	100.0	92.0	96.0	94.7	98.0	96.0
	特 殊	33.3	-	33.3	-	33.3	-	44.4	-	40.0	64.0	36.3	64.0	42.9	65.0	52.9	58.7	71.4	66.0	58.8	68.8	58.8	73.0
水泳プールの設置率	小 校	7.9	41.3	8.6	48.2	8.8	52.4	9.1	54.7	8.8	57.5	11.3	59.8	12.1	61.9	15.6	68.7	18.7	66.9	23.4	69.3	28.3	70.8
	中 校	6.6	38.9	6.6	42.7	7.4	46.5	7.4	48.4	8.1	50.0	9.2	52.3	9.6	54.3	10.9	56.9	11.7	58.4	13.5	61.0	16.2	61.4
	高 校	25.0	39.7	5.6	41.4	7.5	45.2	9.7	46.9	11.6	47.8	13.6	48.1	17.8	49.1	19.1	51.1	25.5	51.8	38.0	53.6	47.1	55.4
	特 殊	11.1	-	11.1	-	11.1	-	22.2	-	27.3	-	35.7	-	35.7	-	35.3	-	56.0	-	47.1	-	52.9	-

出所：沖縄県教育委員会編（1984）

国水準に引き上げること等を目標に、1988年から3年間を一次とする三次計画が立てられた。この三次計画の終了に伴い、1997年から2001年までの5年間を「学力向上推進期間」と設定。現在は2002年から2006年までの5年間の新学力向上対策の期間（2002年～2003年）に設定され、取り組みが行われている。

参考文献

- 朝日新聞社編（1977）『屋良朝苗回顧録』 朝日新聞社
- 沖縄県教育委員会編（1977a）『沖縄の戦後教育史』 沖縄県教育委員会
- （1977b）『沖縄の戦後教育史資料編』 沖縄県教育委員会
- （1983）『沖縄の特殊教育史』 沖縄県教育委員会
- （1984）『教育行政のあゆみ－復帰後10年－』 沖縄県教育委員会
- （1990）『沖縄市学校教育百年誌』 沖縄県教育委員会
- （1994）『教育行政のあゆみ－復帰後20年－』 沖縄県教育委員会
- （1999）『沖縄県史ビジュアル版 青空教室からの出発
－戦後校舎の移り変わり』 沖縄県教育委員会
- （2004）『教育行政のあゆみ－復帰後30年－』 沖縄県教育委員会
- 沖縄県生活福祉部（1988）『戦後沖縄児童福祉史』 沖縄県生活福祉部
- 沖縄県平和祈念資料館編（2001）『沖縄県平和祈念資料館総合案内』 沖縄県平和祈念資料館
- 沖縄タイムス社（1983）『沖縄大百科事典』 沖縄タイムス社
- （株）社会経済研究所（1980）『沖縄アルマナック季刊2号』 社会経済研究所
- 玉城嗣久（1987）『沖縄占領教育政策とアメリカの公教育』 東信堂
- 名護市史編さん委員会（2003）『名護市史 本編6 教育』 名護市
- 那覇市教育委員会編（2001）『那覇市教育史写真集－写真でみる那覇市教育のあゆみ』 那覇市教育委員会
- （2002）『那覇市教育史 通史』 那覇市教育委員会
- 文教友の会編（1993）『戦後沖縄教育の回顧録 文教局思い出の記』 文教友の会
- 宮里政玄（1986）『アメリカの沖縄政策』ニライ社
- 琉球新報社（1988）『もえる青春群像－沖縄文教・外国語学校』 琉球新報社
- 琉球政府文教局『琉球政府要覧1955年版』 琉球政府文教局
- 琉球政府文教局編（1955）『琉球史料集』 琉球政府文教局
- 琉球文化社（1974）『琉球の文化第五号』 琉球文化社

